

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和6年2月分)

○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

- ・道路障害（4件）

	概 要	場 所
1	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で軌道を横切ろうと直進して進入したため、接触したもの。	桜島桟橋通停留場～鹿児島駅前停留場 (1系統上り)
2	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したもの。	工学部前停留場～純心学園前停留場 (2系統下り)
3	【道路障害】 停留場に進入しかけていた相手車が後退操作を誤り停止していた電車に接触したもの。	荒田八幡交差点 (1系統下り)
4	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前でUターン進入したため、接触したもの。	いづろ交差点 (1系統下り)

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときが最も危険です。

軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの
(上記を除く)

- ・該当ませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**